

福井県「ワクチン・検査パッケージ制度」/ 「対象者全員検査」運用マニュアル

【制度概要】

「ワクチン・検査パッケージ制度」/「対象者全員検査」とは、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置、または感染拡大傾向を受けて、知事が「同一グループによる同一テーブルでの5人以上の会食回避」、「カラオケ設備の提供禁止」の要請を行っている場合でも、下記の確認をもって制限を緩和することができる制度です。
(※感染状況により、この制度を適用しないこともあります)

★両制度の確認対象

	ワクチン接種歴	陰性の検査結果	本人確認
ワクチン・検査パッケージ制度	○	○	○
対象者全員検査	×	○	○

※「ワクチン・検査パッケージ制度」では、利用者がワクチン接種歴か検査結果のどちらか一方しか選択できないとすることは、制度上認められません

※「対象者全員検査」では、ワクチン接種歴による確認は無効としており、PCR検査もしくは抗原定性検査による陰性結果を確認することが必要です。

※検査結果の確認方法、本人確認の方法は両制度とも同じです。

【制度のポイント】

- ① 行動制限が要請されている場合でも感染状況によりこの制度を適用しないこともありますので、制度の適用状況に関しましては、「ふくい安全・安心飲食店認証制度」のHPをご確認ください
- ② ワクチン接種歴か検査結果等の陰性の確認が必要な対象は、行動制限が要請されているときに、その緩和の適用を求める利用者に限られます。

【要請が想定されるケース】

- ・「同一グループによる同一テーブルでの5人以上の会食回避」は感染拡大傾向時以上の場合に要請されます。(→①②③)
- ・「カラオケ設備の提供禁止」は緊急事態時のみ要請されます。(→③)
 - ① 感染拡大の傾向が見られる場合
 - ② まん延防止等重点措置地域
 - ③ 緊急事態措置区域

【確認マニュアル】

※「ふくい安全・安心飲食店認証制度」のHPにて、飲食店への要請状況と現在適用している制度をご案内しておりますので、必ずご確認ください

≪飲食店≫

知事が「同一グループによる同一テーブルでの5人以上の会食回避」の要請を行っている

★確認が必要な利用者とは？

同一グループによる同一テーブルでの5人以上の会食を希望する利用者
※同一テーブルで4人以下の会食をする場合、確認は不要

★制度利用者への確認方法

- ① 利用者が入店時に「確認対象物(※1)」を提示するよう依頼
- ② 身分証明書による本人確認も行う

(※1)確認対象物は、現在適用している制度によって変わります

★確認ができたら？

- ① 同一グループによる同一テーブルでの5人以上の会食が可能
- ② 確認した旨を「利用者記録」に記載をすることが望ましい。
※記録用紙は「ふくい安全・安心飲食店認証制度」HP からダウンロードできます。
※自作の用紙でも OK です(日付・代表者名・連絡先・人数・確認の有無を記載)

★確認ができなかったら？

テーブル間での交流が生じないことを前提に、5人以上のグループが、複数のテーブルに分かれ、各テーブル4人以内とすることで入店が可能

≪カラオケ設備を提供する店舗≫

緊急事態宣言を受けて、知事がカラオケ設備の提供禁止等の要請を行っている

★確認が必要な利用者とは？

カラオケ設備を提供する飲食店等の利用者全員
※緊急事態措置区域において、カラオケ設備を提供する場合は、カラオケをする予定のない来店者も含め、入店時に来店者全員の確認が必要です。

★利用者への確認方法

≪飲食店≫の確認方法と同じ

★確認ができたら？

収容率の上限を50%としつつ、カラオケ設備の提供が可能
※カラオケボックス等で完全個室なら各個室で収容率50%を判定

★確認ができなかったら？

カラオケ設備を提供することはできません。(カラオケ設備を使用しなければ OK)

《確認対象物について》

※必要な確認対象物は、現在適用している制度によって変わりますので、「ふくい安全・安心飲食店認証制度」のHPにて必ずご確認ください

「ワクチン・検査パッケージ」が適用の場合

(ワクチン接種歴の確認)

- 利用者が2回接種を完了していること
 - 2回目接種日から14日以上経過していること
 - 身分証明書等により本人確認
- ※接種済証等を撮影した画像や写し・電子版ワクチン接種証明書でも OK
※詳しくは別紙「ワクチン接種歴 確認ポイント」を参照

または、

(検査結果通知書の確認)PCR 検査もしくは抗原定性検査による検査結果

- 検査結果が陰性であること
 - 有効期限内であること
 - 身分証明書等により本人確認
- ※詳しくは別紙「検査結果通知書 確認ポイント」を参照

「対象者全員検査」が適用の場合 ※ワクチン接種歴による確認は無効

(検査結果通知書の確認)PCR 検査もしくは抗原定性検査による検査結果

- 検査結果が陰性であること
 - 有効期限内であること
 - 身分証明書等により本人確認
- ※詳しくは別紙「検査結果通知書 確認ポイント」を参照

★検査結果通知書の有効期限について

	0日	1日	2日	3日	4日
PCR検査	検査日	有効			無効
抗原定性検査	検査日	有効	無効		

《12歳未満の児童の取扱い》

12歳未満の児童に対する「ワクチン・検査パッケージ制度」、「対象者全員検査」の適用については、以下のとおりです。

★12歳未満の児童の本人確認や年齢確認

健康保険証等や自己申告、保護者の申告により確認してください

- ・ 6歳以上12歳未満の児童 検査による陰性の確認が必要
- ・ 6歳未満の児童(未就学児) 同居する親等の監護者が同伴する場合には、検査は不要

《制度適用に当たっての留意事項》

★可能な限り、事前に(予約制等を用いて)利用人数やカラオケ設備の使用の有無を確認し、「ワクチン・検査パッケージ制度」/「対象者全員検査」の適用の対象となる場合は、接種済証や検査結果通知書等を持参の上、来店いただくよう幹事様等を通じて、あらかじめご案内ください。

★感染が急拡大し、医療提供体制のひっ迫が見込まれる場合等においては、政府・福井県の判断で、「ワクチン・検査パッケージ制度」/「対象者全員検査」を適用せず、強い行動制限を要請する場合がありますので、ご了承ください。

★「ワクチン・検査パッケージ制度」/「対象者全員検査」を活用した場合でも、感染の可能性が完全に排除されているものではありません。認証基準を遵守のうえ、業種別ガイドラインに基づき、引き続き感染防止対策の徹底に努めてください。

★なお、旅行ツアーや宿泊施設への「ワクチン・検査パッケージ制度」/「対象者全員検査」の適用が、観光分野において既に実施されています。また、政府および県による行動制限の緩和とは関係なく、民間事業者や施設設置者等が自社の提供するサービス等について、利用者のワクチン接種歴や検査結果を活用することは、原則として自由であり、特段の制限は設けられていません。

★その他、下記要綱等をご覧ください。

- ・ワクチン・検査パッケージ制度要綱
- ・ワクチン・検査パッケージ制度における抗原定性検査の実施要綱
これらの要綱は下記の内閣官房ホームページに掲載
URL: <https://corona.go.jp/package/>
- ・「ふくい安全・安心認証制度ホームページ」内の Q & A
(「ワクチン・検査パッケージ制度」/「対象者全員検査」に関する FAQ)

【お問い合わせ先】

918-8104 福井市板垣3丁目1510

ふくい安全・安心飲食店 認証サポートセンター

【電話】0776・36・9123

【受付時間】10:00~18:30(土、日、祝日を除く)

【メール】info@fukui-anshin-ninsyou.com

HP 検索



認証 HP